

令和 8 年度

福島町議会
定例会 9 月会議

議会提出議案

説 明 資 料

福島町議会

令和 8 年度福島町議会定例会 9 月会議 議会提出議案説明資料目次

番号	件 名	頁
発委 9	福島町議会会議条例の一部を改正する条例	3
発委 1 0	福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	5

福島町議会会議条例の一部改正について

1 改正の理由

今任期の議会議員選挙（令和5年8月執行）での定数割れ無投票という結果を受け、令和6年度定例会6月会議で設置した「議会改革調査特別委員会」において、次期改選（令和9年8月執行予定）に向けた「議員定数」「議員歳費」「議員のなり手対策」「議会改革の見直し」の4項目について調査を行い、議会基本条例諮問会議からの答申、町民懇談会での意見聴取の結果を基に、令和8年3月に特別委員会としての最終報告書が議長に提出されました。

報告書の内容としては、以下の点を確認しております。

- (1) 議員定数については、議員を減らすことで町に意見が届きにくくなることが懸念されるため定数削減には反対という意見もあったものの、人口減少が進んでいることや、これまで4年以上9人で議会運営を行ってきたこともあり、9人とする。
- (2) 議員歳費については、令和5年度に議員のなり手確保対策として「福島町方式」を見直し増額した経緯もあり、現行方式を継続する。
- (3) 議員のなり手対策については、近隣町でも実績のある議会モニター制を導入し、女性・若者のなり手対策として、議員政治倫理条例にハラスメント条項を盛り込む。
- (4) 議会改革の見直しについては、常任委員会の在り方として、現在の常任委員会の状況や議員定数の方向性から2常任委員会を維持するのは困難になることが懸念されるため、運用面では課題もあるものの1常任委員会とする。

以上のことから、報告内容に基づき議会体制の見直しを行うため、関係条例の一部を改正するものです。

2 改正の主な内容

(1) 議員の定数（第1条）

議会議員の定数を「10人」から「9人」に改めます。

(2) 常任委員会の名称、委員定数、その所管（第119条）

①同条第1号中「総務教育常任委員会」を「総務経済常任委員会」に、委員定数を「6人」から「8人」に、その所管を「町政全般に関する事項」に改めます。

②同条第2号、経済福祉常任委員会の規定を削るものです。

③同条第3号中、「10人」を「8人」に改め、同号中①、②を削り、同号を同条第2号とします。

(3) 委員の選任（第124条）

①常任委員会の構成を改めるのに伴い、委員の選任について、「議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする。」を「議長を除く議員は、全員常任委員

となるものとする。」に改めます。

②同条第2項から第6項までを削るものです。

(4) 連合審査会（第143条）

委員会の構成を改め、議長を除く議員全員が委員に選任されることから、連合審査会の規定を削るものです。

(5) 第12条、第35条、第75条、第91条の2、第93条、第112条、第122条

現行の標準町村議会会議規則との整合性を図ります。

(6) 第43条、第44条

条文内の条ずれを改めます。

(7) 第144条から155条

第143条を削ることに伴い、第144条から第155条までを1条ずつ繰り上げます。

(8) 別表（第116条関係）

正副議長・正副委員長会議の項【構成員】の欄中「副議長」の次に「・」を加えます。

3 施行期日について

この条例は、次の一般選挙から施行します。

福島町議会議員政治倫理条例の一部改正について

1 改正の理由

今任期の議会議員選挙（令和5年8月執行）での定数割れ無投票という結果を受け、令和6年度定例会6月会議で設置した「議会改革調査特別委員会」において、次期改選（令和9年8月執行予定）に向けた「議員定数」「議員歳費」「議員のなり手対策」「議会改革の見直し」の4項目について調査を行い、議会基本条例諮問会議からの答申、町民懇談会での意見聴取の結果を基に、令和8年3月に特別委員会としての最終報告書が議長に提出されました。

報告書の内容としては、以下の点を確認しております。

- (1) 議員定数については、議員を減らすことで町に意見が届きにくくなることが懸念されるため定数削減には反対という意見もあったものの、人口減少が進んでいることや、これまで4年以上9人で議会運営を行ってきたこともあり、9人とする。
- (2) 議員歳費については、令和5年度に議員のなり手確保対策として「福島町方式」を見直し増額した経緯もあり、現行方式を継続する。
- (3) 議員のなり手対策については、近隣町でも実績のある議会モニター制を導入し、女性・若者のなり手対策として、議員政治倫理条例にハラスメント条項を盛り込む。
- (4) 議会改革の見直しについては、常任委員会の在り方として、現在の常任委員会の状況や議員定数の方向性から2常任委員会を維持するのは困難になることが懸念されるため、運用面では課題もあるものの1常任委員会とする。

以上のことから、報告内容に基づき議会体制の見直しを行うため、関係条例の一部を改正するものです。

2 改正の主な内容

政治倫理基準を定めた第4条に、ハラスメントに関連する第5号から第7号の基準を追加するものです。

- (5) その地位を利用してハラスメント(他の者が不快に感じる言動・行為をいう。)、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。
- (6) 公職にある者としての発信、インターネットその他の媒体を利用した情報発信による誹謗中傷、風評流布等の名誉棄損行為等をしないこと。
- (7) その地位を利用して第三者の行つた人権侵害行為に対する賛成意見の表明、扇動する行為をしないこと。

3 施行期日について

この条例は、公布の日から施行します。